

肥料価格高騰対策事業 (秋肥、春肥)
取組実施者様

愛知県肥料高騰対策推進協議会
会長 犬飼 峰宏

令和6年度肥料価格高騰対策事業取組実施状況報告書の提出について (通知)

このことについて、肥料価格高騰対策事業実施要領 (令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知) 第13の2の規定に基づき、下記により提出してください。

令和6年度取組実施状況報告書の提出については、令和5年度において中間報告書を提出いただいた取組実施者が対象となります。

記

1 提出書類 (秋肥、春肥それぞれについて提出)

(1) 令和6年度肥料価格高騰対策事業取組実施状況報告書

(愛知県肥料高騰対策推進協議会業務方法書 (以下「業務方法書」という。) 様式第6-1号)

(2) 肥料価格高騰対策事業取組実施状況報告書 (別添)

(3) 参加農業者名簿 (業務方法書様式第6-2号)

2 提出期限

令和6年8月30日 (金) 厳守

3 提出方法

1の提出書類については、メール又は郵送にて愛知県肥料高騰対策推進協議会事務局あてに提出すること。

(1) メールによる場合

ア 提出メールアドレス

nogyo-keiei@pref.aichi.lg.jp

イ メールのお題名

【取組実施者コード、取組実施者名】R6 肥料取組実施状況報告書の送付

(例) 取組実施者コードが00001のJAなごやの場合

【00001、JAなごや】R6 肥料取組実施状況報告書の送付

(2) 郵送による場合

〒460-8501

名古屋市中区三の丸3-1-2

愛知県農業水産局農政部農業経営課内

愛知県肥料高騰対策推進協議会事務局あて

4 提出にあたっての留意事項

- (1) 取組実施者は、秋肥及び春肥に係る、取組実施状況報告書の作成、提出にあたっては、参加農業者に業務方法書様式第7号「化学肥料低減実施報告書」を必ず提出してもらい、その内容を踏まえること。

なお、「化学肥料低減実施報告書」について県協議会への提出は不要とし、取組実施者において5年間は適切に保管、管理すること。

※化学肥料低減実施報告書の記載にあたっての留意事項は別紙1のとおり。

- (2) 取組実施者は参加農業者から提出された化学肥料低減実施報告書の内容を踏まえ、「取組面積」、「取組メニュー」ごとの「取組の実績」等を取りまとめた実績を記載し、県協議会へ提出してください。

特に、別紙様式第6-1号、6-2号の「取組面積」については、記載例を確認すること。

また、「取組の実績」の記載にあたっては、国（本省）が示している記載例及び本県複数JAの意見等を踏まえた本協議会の記載例を別紙2のとおり示すので、参考とすること。

5 その他

様式、記載例等については、以下webページに掲載されているので、適宜活用すること。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nogyo-keiei/hiryo-kouto.html>

担 当 愛知県農業水産局農政部農業経営課内
愛知県肥料高騰対策推進協議会事務局
電 話 052-954-6411（ダイヤルイン）
ファックス 052-954-6931
E-mail nogyo-keiei@pref.aichi.lg.jp